

令和7年度事業報告書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

令和7年度は、大阪・関西万博が開幕し、世界中から新しい技術や文化が集まる活気ある年度のスタートとなりました。来場者数は2,900万人を超え、大成功のうちに幕を閉じました。また、34年ぶりに東京（国立競技場）で世界陸上競技選手権大会の開催、デフリンピック東京大会が開催され多くの日本人選手が活躍しました。さらに、イタリアにてミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック及びパラリンピックが開催され、過去最多のメダルを獲得し、3月に開催されたワールドベースボールクラシックでは、連覇を目指してベテラン選手と若手選手が融合した新たな侍ジャパンが大活躍するスポーツの熱狂に包まれた年度ともなりました。

政治・経済においては、7月に参議院選挙、2月に衆議院選挙が行われ、与野党の勢力図が変化し、政治的に大きな転換期を迎えた年度でもありました。今後の経済政策について国内だけでなく海外からも期待が寄せられているところです。

このような状況の下、我々、社会保険労務士（以下「社労士」という。）として長年の念願であった第9次社会保険労務士法の改正が第217回通常国会において可決し、成立しました。改正内容の概要としては、①使命規定の新設、②労務監査業務の明記、③補佐人業務規定の整備、④名称使用制限における類似名称の例示の明記（社会保険労務士ではない者が使用してはいけない類似名称の例示として、「社労士」を明記）が行われました。

社労士制度創設60周年を間近に迎え、我々、社労士は、“国民一人一人の尊厳が守られ、安心して働き、暮らせる「人を大切にする社会」の実現”を導く存在として最前線に立つ必要があると思われまます。埼玉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）においても、引き続き全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携を図りながら、顧問先企業の経営を維持、発展させるための人材の確保や育成、定着への対応が求められます。その上で、連合会が受託した「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）」の実施に協力し、令和7年度は病気や障害を抱える労働者の就労・職場復帰支援及び企業の職場環境の整備等の支援を目的とする「治療と仕事の両立支援小委員会」及び地方公共団体等の行政機関との繋がりを強化し、行政機関からの受託事業を円滑に行えるように「受託事業委員会」を設置し、新事業として取り組んでいくこととしました。また、埼玉県知事をはじめとして県内各市町村の首長、商工会議所等を積極的に訪問し、社労士の仕事の内容や社会的役割などを伝え、社労士の活用についてPR活動の実施及び社労士制度の幅広い発展を目指し、埼玉県社会保険労務士政治連盟との連携を強化してまいりました。

労務管理の専門家である社労士に対する期待はより一層高まっているなか、「一社に一人社労士がいる時代」の実現に向けて社労士の地位向上と、「人の心に寄り添い、いつもそばにいて頼りになる存在」である身近な士業を目指し、事業計画に基づき、次の諸事業を実施しました。

(総務委員会)

1. 約2,000名の会員が所属する単会として、組織が円滑に機能し、安定的な会務運営に対応し得る組織体制の構築を目的として、会則及び諸規程の確認及び改正を行った。また、事務局体制の強化及び継続的な会務運営のため、事務局の意見も確認しながら就業規則及び附属諸規程の見直し、様式集の作成を行った。
AED取扱い及び心肺蘇生法(CPR)講習会を実施し、事務局職員を対象としたコミュニケーション研修を行うなど事務局の効率的な業務運営を図った。さらに事務局・会議室・協同組合使用スペースのカーペットクリーニングを行った。

(財務委員会)

2. 半期毎に監査を実施し、財務書類その他財務に関する情報の信頼性を確保した。正確かつ迅速な経理処理を行い、顧問税理士による月次監査並びに月次説明会を実施した。会費の収納に努め、未納会費については法的手続きを含め迅速に回収した。
チャットワークを利用して、各支部経理担当者からの質問対応や情報共有を行った。各支部の協力のもと詳細な消費税報告書を提出してもらい、適正な税務申告を行った。

(事業委員会)

3. 第9次社会保険労務士法改正に伴い、社労士が果たすべき使命・役割を再確認するための法改正研修を実施、併せて職業倫理の徹底、品位の保持及び社労士としての在り方を再認識するための倫理研修、開業勤務等基礎研修を実施した。
「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会」の実現への理念のもと、日本フルハップとの共催による「効果的な職場の安全点検」セミナーを実施、労務管理の原点である就業規則の重要性について考える研修、介護労務管理研修を実施した。

(広報委員会)

4. 昨年に引き続き、本会のPR及び会員増加を目的とした「社労士試験合格者セミナー」を令和7年11月11日にWEBにて開催し、50名超の参加があった。
例年行っている「社労士の日」の埼玉新聞一面広告については、「治療と仕事の両立支援小委員会」を新設したことを契機として、澤田会長と埼玉県医師会金井会長との対談を実施した。社労士の専門分野の認知度向上と社労士の活用促進を目的とし、県内25か所の商工会議所・商工会が発行する会報誌約67,000部に折込チラシの同封を行った。
社労士を志望する若者向けの広報活動として、埼玉大学の学生約180名に対して「社会保険労務士の仕事と働くということを考える」というテーマで講義を行った。

(厚生委員会)

5. 厚生事業として、ソフトボール、ゴルフ、ボウリングの3種目のスポーツ大会及びハイキングを行い、行事を通じての会員の健康増進に寄与し、また会員、支部相互の親睦と交流の機会を提供した。

(業務監察委員会)

6. 本年度は所掌事項に倫理研修未受講者に対する対応が追加された。また従来通り、会員に対しては社労士が持つべき職業倫理に抵触しないよう、連合会から提供された情報等を基に、不適切情報発信について審議し、必要があれば指導を行った。また社労士以外からの業務侵害についても検討し、必要に応じて注意喚起を行った。

(網紀委員会)

7. 令和7年11月20日 会長からの諮問により、倫理研修未受講者の会員に対する処分について審議し、会長に答申書を提出した。

(社労士会労働紛争解決センター埼玉)

8. 社労士会労働紛争解決センター埼玉（以下「ADRセンター」という。）でのあっせん受理件数1件中、和解1件、相手方不応諾1件だった。
また、ADRセンターと総合労働相談所・年金相談センター（以下「総合労働相談所」という。）との合同で研修会を開催するとともに、広報委員会、総合労働相談所、ADRセンターとの合同でポケットティッシュを作成・配布し、認知度を更に高める活動を行った。埼玉労働局が行う労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に出席し、情報交換を行った。

(情報セキュリティ推進委員会)

9. 社労士の業務DXが高まるよう12社のベンダー協力を受け、DXフォーラムを行った。
また、更なる電子申請の利便性向上、SRPIIの取得向上のため労働局との意見交換会、SRPIIの取得研修の開催、デジタル化推進相談員研修ほか各支部へのデジタル研修助成も行った。

(総合労働相談所・年金相談センター運営委員会)

10. 毎週水曜日、相談員による労働相談・年金相談を実施した（49回開催）。
相談員に対し実務研修会を年3回（7月、11月及び2月）実施した（11月はADRセンターと合同開催）。研修会欠席者に対してはビデオ補講を行った。
旧浦和市域（浦和区、緑区、南区、桜区）及び旧大宮市域（大宮区、西区、北区、見沼区）の役所・支所に労働・年金相談のPR広告を掲載した窓口封筒（旧大宮市域はADRセンターと折半）を配置したほか、広報委員会、ADRセンターと合同で総合労働相談所とADRセンターをPRするポケットティッシュを作成・配布し、活動周知及び利用者増加を図った。
令和6年度中に受けた相談事例を編纂して本会ホームページに掲載し、会員に対して相談・対応の共有を図った。

(自主研究部会運営委員会)

11. 自主研究部会15部会に助成金を交付し、各自主研究部会は月例会を開催し研究活動を活発に行った。本会ホームページ及び会報の自主研究部会紹介コーナーにて各部会の紹介を掲載し、自主研究部会の参加者増加を推進した。社会保険部会、労働時間等管理部会、労務管理部会が、令和8年2月23日（月・祝）に「第43回自主研究発表会」をハイブリッド形式で行った。同発表会には、会場76名、配信67名、計143名の参加があった。発表会終了後3月18日（水）まで配信したYouTubeは220回視聴された。3月6日（金）に令和7年度関東甲信越地域協議会労務管理地方研修会がオンライン配信により開催され、ホームページ等で参加勧奨を行った。埼玉県中小企業団体中央会発行の会報『商工埼玉』に寄稿した。

(苦情処理委員会)

12. 16件の苦情を受け付け、処理をした。昨年度から継続した事案5件の処理をした。

(受託事業委員会)

13. 受託事業委員会の設立に伴い新たに規程を策定し、受託事業の現状確認及び委員会对応方針の確認を行った。また、地方公共団体等委託事業の受託及び運営を行った。円滑な受託事業促進のため、年金受給等支援事業意見交換会を実施、行政機関との情報共有、連携強化を図った。

(社会貢献委員会)

14. 学校教育推進小委員会においては、県内の高等学校等での出前講座を実施し、法的知識のみならず、働くときのマナー・心構えや、困ったときの対処法・相談先など実際に役に立つ情報の提供を行った。また、埼玉県教育局からのご依頼により、就職内定者向けフォローアップ講習を実施した。仕事を始めた際に注意することや人間関係等トラブルについての相談方法など実際に役立つ情報の提供を行った。
労働条件審査運営小委員会においては、引き続き委員、業務推進者及び業務支援者（支部長、支部会員）に協力いただき、各自治体に向けて周知広報活動を積極的に行った。また、埼玉県指定管理施設所管課職員向けに労働環境モニタリング研修を行った。

(事業開発委員会)

15. 従来に引き続き医療労務管理研修会、保育労務管理研修会を開催した他、今年度より新設された治療と仕事の両立支援小委員会でその分野の基礎研修を開催するなど、各事業に関わる専門家の育成や基礎的な知識・能力担保を図った。医療分野、保育分野において労働条件の改善、労務管理や労働問題の解決を図るため、コールバック事業を実施した。保育分野において埼玉県と連携し保育施設及び放課後児童クラブにアドバイザー派遣を実施し、またそのための保育労務管理小委員会委員向けの研修を実施した。連合会が受託した企業主導型保育施設への労務監査事業を実施し、またそのための監査員向け研修を行った。連合会が重点項目として取り組むビジネスと人権において研修会を開催し、当該分野における情報伝達と意識向上を図った。埼玉労働局と共催で治療と就業の両立支援セミナーを開催した。

(その他事業)

16. 日本年金機構からの委託業務である年金事務所での窓口相談業務及び街角の年金相談センター大宮・草加、川越オフィスでの相談業務において、国民から信頼され、また頼りにされる相談センターとなるようサービス強化に努めた。
17. 全国健康保険協会埼玉支部との間の「健康づくりの推進に向けた連携協力協定書」に基づき、企業の健康づくりの支援に努めた。
18. 社会保険労務士四団体(本会、埼玉県社会保険労務士政治連盟、埼玉SR経営労務センター、埼玉県社会保険労務士協同組合)間の連携を図り、社労士業務及び制度のPRと業務拡大を図った。
19. 一般社団法人社労士成年後見センター埼玉との連絡調整を実施した。
20. 埼玉県から受託した年金受給等支援事業において、生活保護受給者の年金受給権等の確認、自立促進のための助言等を行った。また、70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務において、70歳以上まで働ける制度を導入していない企業等の課題解決を支援した。

以上の各種委員会活動等を含め、年間を通して会員のための組織として諸事業を次の通り実施しました。